



熊本県公報

第 1 2 0 6 0 号

平成 23 年 11 月 8 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 1
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 1
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 2
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(") 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(") 3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 3
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 4
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定廃止	(障がい者支援課) 4
○素材売払代金の収納の事務	(森林整備課) 4
○菊池都市計画道路の変更(熊本県決定)	(都市計画課) 4
○菊池都市計画道路の変更(熊本県決定)	(") 5
○道路の区域変更	(道路保全課) 5
○道路の区域変更	(") 5
○道路の供用開始	(") 6
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 6
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(") 6
○熊本県歯科医師国保組合の規約変更	(国保・高齢者医療課) 8
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課) 8
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見	(") 8
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(") 9
登 載 依 頼	
○熊本県立図書館協議会の会議の開催	(熊本県立図書館協議会) 9
○熊本県観光審議会の開催	(熊本県観光審議会) 9
正 誤	
○平成23年10月7日熊本県公告第513号(土地改良区役員の退任及び就任)中	(農村計画課) 10

告 示

熊本県告示第1108号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
八代ケアサービス 八代市大手町二丁目5番13号	株式会社八代タクシー	平成23年11月1日

熊本県告示第1109号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
八代ケアサービス 八代市大手町二丁目 5 番 13 号	株式会社八代タクシー	平成 23 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1110 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス にしださんち 荒尾市本井手 18 番地	株式会社 SOAR	平成 23 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1111 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス にしださんち 荒尾市本井手 18 番地	株式会社 SOAR	平成 23 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1112 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 23 年 11 月 8 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	小地野永谷線	阿蘇市波野大字波野 3762 番 6 地先から 同所 3767 番 1 地先まで	110.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成 23 年 11 月 8 日

熊本県告示第 1113 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ライフサポートセンター アメニティ	NPO 法人まちくらネットワーク熊	平成 23 年 11 月 1 日	4320101332	共同生活援助

熊本市兎谷二丁目 3 番 2 0 号	本 熊本市兎谷二丁目 3 番 2 0 号 中川 勝則			
--------------------	-------------------------------------	--	--	--

熊本県告示第 1 1 1 4 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 3 年 1 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
障害者支援センター あじ菜工房 菊池郡菊陽町原水 5 4 6 1 - 2	N P O 法人 あじ 菜工房 合志市御代志 8 4 5 番地 8 寺本 豊重	平成 2 3 年 1 1 月 1 日	4312210216	就労継続支 援 A 型

熊本県告示第 1 1 1 5 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 3 年 1 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
がまだす 玉名郡長洲町大字長 洲 2 8 8 4 - 6	N P O 法人 がま だすサポート 玉名郡長洲町大字 長洲 2 6 1 2 番地 2 北野 誠	平成 2 3 年 1 1 月 1 日	4311130126	就労継続支 援 A 型

熊本県告示第 1 1 1 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 3 年 1 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所みずしま 八代市鼠蔵町 6 9 番地	株式会社恵	平成 2 3 年 1 1 月 1 日

熊本県告示第 1 1 1 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 3 年 1 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
-------------	------	-------

訪問介護事業所みずしま 八代市鼠蔵町 6 9 番地	株式会社恵	平成 23 年 11 月 1 日
------------------------------	-------	------------------

熊本県告示第 1118 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス みずしま 八代市鼠蔵町 6 9 番地	株式会社恵	平成 23 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1119 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス みずしま 八代市鼠蔵町 6 9 番地	株式会社恵	平成 23 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1120 号

障害者自立支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 63 条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から当該医療機関の業務の廃止の届出があった。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び 所在地	廃止年月日
なの花薬局シャワー通り店 熊本市下通二丁目 5 番 19 号	平成 23 年 10 月 31 日

熊本県告示第 1121 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
平成 23 年度県有林素材生産事業第 2 号業務委託による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方
熊本市新屋敷一丁目 5 番 4 号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する日
平成 23 年 10 月 14 日から平成 24 年 3 月 23 日まで

熊本県告示第 1122 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
菊池都市計画道路 3・5・2 号 温泉通り線
菊池都市計画道路 3・5・3 号 深川北原線

- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
菊池市大字亘字中河原、字有平、字永溝、字下堀木、字堀木、大字片角字立石、大字隈府字堀木、字堀木屋敷、字院ノ馬場、字守山、字城山、字北城下、字土井ノ外、字屋敷、字孔子堂、字宮跡、字堀ノ内、字北原、大字深川字諏訪原、字上ノ原、大字大琳寺字堀ノ外、字下原、字堀ノ内、字居屋敷の各一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第1123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
菊池都市計画道路 3・4・1号 大琳寺木庭橋線
菊池都市計画道路 3・4・5号 隈府中央線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
菊池市大字大琳寺字下原、字堀ノ外、字堀ノ内、字東善寺、字村前、字東村前、字新堀、大字北宮字北田、大字片角字西原、字田福、大字隈府字下堀外、字上堀外、字前田、字藪ノ内、字町、大字亘字堀木、字下堀木、字屋敷、字道ノ上、字鍛冶免、字村上、字鋸町、字乱橋の各一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第1124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年11月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	下益城郡美里町甲佐平字上霍 1382番1地先から 同所 1390番2地先まで	前	24.9 ～ 41.9	110.0	町道引継
			後	10.5 ～ 27.9	110.0	

- 2 区域を変更する期日 平成23年11月8日

熊本県告示第1125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年11月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留柳線	阿蘇郡高森町大字野尻字河内 1480番1地先から 同町大字野尻字深迫 1407番2地先まで	前	9.4 ～ 19.2	248.0	単道改築に伴う 拡幅)
				9.4		

			後	～ 24.4	250.0	
--	--	--	---	-----------	-------	--

2 区域を変更する期日 平成 23 年 11 月 8 日

熊本県告示第 1126 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 23 年 11 月 8 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	宇土不知火線	宇土市網引町字城ノ迫 336 番地先から 同所 336 番地先まで	17.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
		宇土市網引町字迫 717 番 1 地先から 同所 723 番 3 地先まで	38.5	

2 供用を開始する期日 平成 23 年 11 月 8 日

熊本県告示第 1127 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
訪問介護事業所すみれ 熊本市大江一丁目 2 8 番 26 号	あさひ合同会社 熊本市大江一丁目 28 番 26 号 河野 末嗣	平成 23 年 11 月 1 日	4310101342	居宅介護・ 重度訪問介護

熊本県告示第 1128 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
在宅センターりんどう 熊本市桜木四丁目 7 番 9 号	有限会社 りんどう 熊本市島桜木四丁 目 7 番 9 号 大見 成一	平成 23 年 11 月 1 日	4312440458	同行援護 行動援護
ヘルパーステーション	合同会社 大輪	平成 23 年	4312700323	同行援護

ン大輪 宇城市松橋町松橋 2 8 番地 8	宇城市松橋町松橋 2 8 番地 8 大久保 君城	1 1 月 1 日		
荒尾介護システムヘルパーステーション 荒尾市万田 2 0 0 2 番地 1 0 1 号	株式会社 荒尾介護システム 荒尾市原万田 6 9 6 番地 9 嶋添 明美	平成 23 年 1 1 月 1 日	4310300100	同行援護
長洲町社会福祉協議会 居宅介護事業所 玉名郡長洲町大字宮 野 9 9 9 番地	社会福祉法人 長洲町社会福祉協議会 玉名郡長洲町大字 長洲 2 7 7 1 番地 中逸 博光	平成 23 年 1 1 月 1 日	4311120010	同行援護
生活支援センター ささえあい 玉名市中 1 0 4 0 - 2 0	特定非営利活動法人 地域たすけあいの会 玉名市中 1 0 6 8 番地 1 本郷 秀和	平成 23 年 1 1 月 1 日	4310400090	同行援護
水上村居宅サービスセンター 球磨郡水上村大字岩 野 2 6 7 8 番地	社会福祉法人 水上村社会福祉協議会 球磨郡水上村大字 岩野 2 6 7 8 番地 廣瀬 親吾	平成 23 年 1 1 月 1 日	4311830014	同行援護
ニチイケアセンター 宇城 宇城市松橋町豊福 1 6 8 3 番地 1 号	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 齊藤 正俊	平成 23 年 1 1 月 1 日	4312700026	同行援護
ニチイケアセンター 八代 八代市松江町字菰池 5 6 1 番地 1	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 齊藤 正俊	平成 23 年 1 1 月 1 日	4310200037	同行援護
ニチイケアセンター 水俣 水俣市栄町 1 - 6 - 1 1	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 齊藤 正俊	平成 23 年 1 1 月 1 日	4310700010	同行援護
ニチイケアセンター にしき 球磨郡錦町一武 1 6 4 1 番地	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 齊藤 正俊	平成 23 年 1 1 月 1 日	4311800017	同行援護
ニチイケアセンター	株式会社 ニチイ	平成 23 年	4310600145	同行援護

ひとよし 人吉市西間下町字一 本杉 132-1	学館 東京都千代田区神 田駿河台二丁目9 番地 齊藤 正俊	11月1日		
-------------------------------	---	-------	--	--

熊本県告示第 1129 号

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 27 条第 2 項の規定により次のとおり
熊本県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更の議決を認可したので、国民健康保険法施
行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 7 条第 2 項の規定により告示する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

組合の地区及び組合員の範囲		認可年月日
変更前	変更後	
組合の地区 熊本県の区域	組合の地区 熊本県の区域内の市町村及び次に掲げる区 域 福岡県 福岡市、春日市、大野城市、太 宰府市、筑紫野市、久留米市、 筑後市、みやま市、大牟田市 佐賀県 鳥栖市、基山町 鹿児島県 鹿児島市、出水市、薩摩川内市	平成 23 年 11 月 1 日

公 告**熊本県公告第 571 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届
出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり
公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ内坪井店
熊本市内坪井町 109 番 1 ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）マックスバリュ坪井店
（変更後）マックスバリュ内坪井店
- 3 届出年月日
平成 23 年 10 月 24 日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
（1）縦覧場所 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
（2）縦覧期間 平成 23 年 11 月 8 日から平成 24 年 3 月 8 日まで

熊本県公告第 572 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により平成 23
年 5 月 23 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により玉名市から意見書の
提出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を
縦覧に供する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ビッグミカエル玉名店
玉名市亀甲字前田 95 番地ほか
- 2 玉名市の意見の概要
周辺地域の生活環境の保持のため、特に交通安全対策や防災・防犯対策、環境対策
など十分に配慮し、万一不測の事態が発生した場合は、その都度誠意を持った対処を

お願いする。

また、地域社会との融和を図るため、積極的な地域貢献をお願いする。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び玉名地域振興局総務部総務振興課

平成 23 年 11 月 8 日から平成 23 年 12 月 8 日まで

熊本県公告第 573 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール宇城 イーストランド

宇城市小川町河江字江端 121 番 1

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）イオンモール宇城バリュー イーストランド

（変更後）イオンモール宇城 イーストランド

3 届出年月日

平成 23 年 10 月 21 日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

（1）縦覧場所 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び宇城地域振興局総務部総務振興課

（2）縦覧期間 平成 23 年 11 月 8 日から平成 24 年 3 月 8 日まで

登載依頼

熊本県立図書館協議会公告第 1 号

熊本県立図書館協議会の会議を次のとおり開催する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県立図書館協議会

1 開催日時

平成 23 年 11 月 24 日（木）

午前 10 時から午前 12 時まで

2 開催場所

熊本市出水 2 丁目 5 番 1 号

熊本県立図書館 3 階大研修室

3 議題

（1）熊本県立図書館協議会規則について

（2）平成 22 年度事業報告について

（3）平成 23 年度事業計画について

（4）熊本県立図書館創立 100 周年記念事業について

4 傍聴人の定員

10 人

5 傍聴手続

（1）傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

（2）傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市出水 2 丁目 5 番 1 号

熊本県立図書館協議会事務局（熊本県立図書館総務課総務企画係）

（電話 096-384-5000）

熊本県観光審議会公告第 3 号

熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。

平成 23 年 11 月 8 日

熊本県観光審議会会長 島 田 万 里

1 開催日時

平成 23 年 11 月 16 日（水）

午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

- 2 開催場所
熊本県熊本市花畑町 4 番 8 号
熊本市国際交流会館 国際会議室（3 階）
- 3 議題
（1）次期観光立県推進計画（案）について
（2）その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のう
え、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴の手順は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
（3）「くまもと観光賞」の選考については、個人に関する情報等が含まれるため
プライバシー保護の観点から非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県観光審議会事務局
（熊本県商工観光労働部 観光経済交流局 観光課 観光企画班）
（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 3 3 2）

正 誤

平成 23 年 10 月 7 日熊本県公告第 5 1 3 号（土地改良区役員の退任及び就任）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
10	1	古荘 芳郎	古庄 芳郎
	3	梁池 清彌	梁地 清彌
	17	古荘 芳郎	古庄 芳郎